

## ■対象設備と助成額

設備の種類	助成対象設備 設備の要件	助成金の上限額
太陽光発電システム	財団法人電気安全環境研究所(JET)の太陽電池モジュール認証を受けたもの、またはそれに準じた性能を持つもので市長が認めるものであること。	15万円(最大出力1kW当たり5万円とし、最大3kWまで。ただし、1kW以上の出力を有するものに限る。)
太陽熱利用システム	財団法人ベターリビングの優良住宅部品(BL部品)認定を受けたもの(集合住宅に設置する場合には、財団法人ベターリビングの優良住宅部品(BL部品)認定に準じた性能を持つもので市長が認めるものがあること)。	①自然循環式ソーラーシステム:1万5千円(1m <sup>2</sup> 当たり5千円とし、最大3m <sup>2</sup> まで) ②強制循環式ソーラーシステム:3万円(1m <sup>2</sup> 当たり1万円とし、最大3m <sup>2</sup> まで)
潜熱回収型ガス給湯器(エコジョーズ)	住居用途に供する部分において使用する定格給湯能力60号以下の潜熱を回収するための熱交換器を備えている給湯器であって、日本工業規格基準(以下「JIS基準」という)(JIS S 2109)に基づく給湯熱効率が90%以上であること。	1設備当たり2万円
ガス発電給湯器(エコヴィル)	住居用途に供する部分において使用するガス発電給湯器であって、ガスエンジンユニットのJIS基準(JIS B 8122)に基づく発電及び排熱利用の総合効率(以下「総合効率」という)が低位発熱量基準(以下「LHV基準」という)で80%以上であること及び貯湯ユニット(ガスエンジンの排熱を回収できる貯湯槽)の容量が120リットル以上であること。	1設備当たり15万円
燃料電池(エネファーム)	住居用途に供する部分において使用する燃料電池コージェネレーションシステムであって、次のいずれにも該当すること。 ①1台当たりの発電能力が定格出力0.5kWから1.5kWまでであること。 ②貯湯容量が150リットル以上の貯湯ユニット(燃料電池の排熱を回収できる貯湯槽)を有するものまたはこれと同等の貯湯ユニットを有するもの。 ③JIS基準(JIS C 8823)に基づく総合効率がLHV基準で80%以上であること。	1設備当たり40万円
CO <sub>2</sub> 冷媒ヒートポンプ給湯器(エコキュート)	住宅用途に使用するCO <sub>2</sub> 冷媒ヒートポンプ給湯器であって、次のいずれかに該当するものであること。 ①一般向け丸型一缶タイプについては、社団法人日本冷凍空調工業会のJRA4050:2007R規格に基づく年間給湯効率(以下「年間給湯効率」という)を一次エネルギー換算した値が1.1以上であること。 ②前号に規定するもの以外については、年間給湯効率を一次エネルギー換算した値が1.0以上であること。	1設備当たり5万円
ペレットストーブ	製材工場等で発生する端材等を利用し、粉碎したものを円筒状に固めたペレットを燃料として使用するもの。	1設備当たり10万円または設置費用の3分の1に相当する額のいずれか低い額

市では、地球温暖化対策の一環として、平成21年4月から、市民の皆さんが住宅用省エネ・新エネ設備を新たに設置した場合に、費用の一部を助成します。

この制度は、排気熱を再利用してお湯を効率的に作れる「潜熱回収型ガス給湯器(愛称エコジョーズ)」などの省エネ設備や、太陽光発電システムをはじめとした新エネ設備を広く普及することで、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出量を福生市から削減することができます。

対象となる住宅用省エネは、市内に住所を有していること

成対象設備を設置していること

①市税の滞納がないこと

②自ら居住する住宅に、平成21年4月以降あらたに助成対象設備を設置していること

③窓口にあります。また市

ホームページからもダウンロードできます。

③申請は、平成21年7月1日までの間に設

立7月18日までに提出して下さい。※申請書は環境課

窓口にあります。また市

窓口にあります。また市